

議第四十八号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「又は短期養成課程」の下に「（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、同条第九号中「者（」の下に「実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。